

## ながいきくん（ばらんす型5倍）（5倍型終身保険）

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更（財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。）や特約の追加等による変更契約もできません。

### 商品の特徴

- ・ 保険料払込済年齢は60歳・65歳から選べます。以降の保険料の払込みはありません。

### 契約種類と加入年齢

契約種類	被保険者 加入年齢
60歳払込済5倍型 終身保険	20～50歳
65歳払込済5倍型 終身保険	25～55歳

保険金額の範囲100万円～1,000万円

---

## 基本(基準)保険金額1,000万円

災害特約保険金額1,000万円  
 疾病傷害入院特約 1,000万円  
 保険金額

60歳払込済にご加入の場合



**3 災害特約**

**死亡保険金 1,000万円**

- ご加入後の思いがけない事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として被害後180日以内におこくなりなられた場合には、特約保険金額の全額の死亡保険金をお受け取りになれます。

**傷害保険金**

1級で **1,000万円**~  
5級で **100万円**

- ご加入後の思いがけない事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として被害後180日以内に簡易生命保険約款に定める身体障害の状態になられた場合には、その身体障害の状態に応じ、特約保険金額の10%~100%の傷害保険金をお受け取りになれます。
- 障害の等級は、簡易生命保険約款に定められています。

**4 疾病傷害入院特約**

**入院保険金**

ご加入後2年経過後の場合

入院日数 **15,000円** × (入院日数 / 120日分まで)

ご加入後1年経過後の場合 **5,000円** / 日

ご加入後2年経過後の場合 **10,000円** / 日

**手術保険金**

10日 **15万円**<sup>\*</sup>

20日 **30万円**<sup>\*</sup>

40日 **60万円**<sup>\*</sup>

※上記の手術保険金額は、ご加入後2年経過後の金額です。

**通院療養給付金**

入院期間が10日以上  
のとき **10万円**  
(特約保険金額の1%)

入院期間が120日以上  
のとき **20万円**  
(特約保険金額の2%)

●入院保険金は、被保険者が、ご加入後にかかった病気等5日以上入院された場合又はご加入後の思いがけない事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として被害後3年以内に5日以上入院された場合にお受け取りになれます。この場合、1つの病気又は傷害を直接の原因として入院された場合には最高120日分までお受け取りになれます。ただし、入院の初日から4日間は、お受け取りの対象になりません。

●入院保険金をお受け取りになられる入院中にその入院の直接の原因となった病気又は傷害を直接の原因として、簡易生命保険約款に定める手術を受けられた場合は、その手術の種類に応じ、入院一日当たりの入院保険金額の10倍、20倍又は40倍の手術保険金をお受け取りになれます。

●入院保険金をお受け取りになられる入院を60日以上継続した後に退院し、退院後もその入院の原因となった病気又は傷害を直接の原因として引き続き通院又は療養が必要な場合に、入院期間に応じて左記の金額の通院療養給付金をお受け取りになれます。ただし、通院・療養が必要である旨の医師の証明を要します。

## 保障を受けるとき

### 入院保険金

●ご加入後2年経過後の場合

入院1日について **15,000円** × 入院日数  
(最高120日分まで)

●入院の初日から4日間はお受け取りの対象になりません。

### 死亡保険金

#### 保険料払込期間満了前

#### 普通死亡

① **1,000万円+** 契約者配当金

#### 特定感染症死亡

ご加入後1年6か月を経過後、特定感染症でお亡くなりになられたとき

①+② **1,200万円+** 契約者配当金

#### 事故・災害死亡

ご加入後のケガで、被害後180日以内にお亡くなりになられたとき

①+③ **最高2,000万円+** 契約者配当金

#### 事故・災害死亡

ご加入後1年6か月を経過後、不慮の事故等で被害後180日以内にお亡くなりになられ、重大な過失などが無いとき

①+②+③ **最高2,200万円+** 契約者配当金

#### 保険料払込期間満了後

#### 普通死亡

① **200万円+** 契約者配当金

#### 特定感染症死亡

①+② **400万円+** 契約者配当金

#### 事故・災害死亡

ご加入後のケガで、被害後180日以内にお亡くなりになられたとき

①+③ **最高1,200万円+** 契約者配当金

#### 事故・災害死亡

不慮の事故等で被害後180日以内にお亡くなりになられ、重大な過失などが無いとき

①+②+③ **最高1,400万円+** 契約者配当金

一つの基本契約に付加できる特約は、傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約のうちいずれか2種類と、災害特約を合わせて、最高3種類まででした。

ご加入から1年6か月を経過後、重大な過失等がなく、不慮の事故又は第三者の加害行為を直接の原因として被害後180日以内にお亡くなりになられたとき又は特定感染症によりお亡くなりになられたときは、基本契約の保険料払込期間満了後に支払われる死亡保険金額と同額の保険金額をお受け取りになれます。

特約保険金の受取額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額と同額までを限度としました。

契約者配当金は、簡易生命保険の決算に基づき、公社の定めるところにより、ご契約ごとに分配し、ご契約が消滅したときなどに保険金又は還付金のお支払いに併せてお支払いするほか、ご加入後1年を経過した基本契約については、保険契約者からのご請求によりお支払いします。ただし、分配する契約者配当金の額は、経済情勢等によって変動し、分配されないこともありますので、ご加入時にお約束できるものではありません。